

<重要事項説明書その1>

老人保健施設アルテハイムやまでのご案内
(令和4年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設アルテハイムやまで
- ・開設年月日 平成8年12月16日
- ・所在地 相生市山手2丁目221番地 (〒678-0001)
- ・電話番号 (0791) 22-0755
- ・ファックス番号 (0791) 22-7176
- ・管理者名 半田 齊 (ハタ ヒロシ)
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2854280019号)
(予防) 短期入所療養介護 (2854280019号)
(予防) 通所リハビリテーション (2854280019号)
(予防) 訪問リハビリテーション (2854280019号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設アルテハイムやまでの運営方針]

「施設は、利用者の在宅へ向けての復帰はもとより、扶養者及び家族の介護を軽減する為に、その資源を有効に活用して地域に貢献致します。介護放棄を廃し、本人を中心とした、扶養者及び家族との対話を通して、新しいニーズを引き出し、施設のあり方に工夫を凝らし、その必要性を更に堅固なものにし、一人でも多くの方に利用いただいて、地域施設の見本となる施設運営を実現する方針です。」

そのために、『自立支援、親密介護、快適環境の提供』を施設の基本理念として家庭的な雰囲気大切に運営しています。

(3) 施設の職員体制

当施設の職員は必要職については法令に定めるところによる。

- ①医師 1人 ②看護職員 4名以上 ③介護職員 14名以上
- ④支援相談員 1人以上 ⑤理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上
- ⑥栄養士又は管理栄養士 1人以上 ⑦介護支援専門員 1人以上

(4) 入所定員等 ・定員 52名

- ・療養室 個室 15室、
- 2人室 6室、
- 3人室 7室
- 4人室 1室

2. サービス内容

(入所・(予防)短期入所療養介護・(予防)通所リハビリテーション)

- ① 施設サービス計画の立案
- ② (予防)短期入所療養介護計画の立案
- ③ (予防)通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8:00～9:00
昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護全般(退所時の支援も行います)
- ⑧ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、詳細は支援相談員にご相談ください。

((予防)訪問リハビリテーション)

- ① (介護予防)訪問リハビリテーション計画の立案
- ② 訪問リハビリテーション

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- ・名称 半田中央病院
- ・住所 相生市旭3丁目2番18号

・協力歯科医療機関

- ・名称 社団法人相生・赤穂市郡歯科医師会附属歯科診療所
- ・住所 赤穂市中広267番地

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会
面会時間は、午前7時30分～午後8時迄とします。
- ・外出泊

外出泊については、事前の医師の許可を要します為、予め分かるものにつきましては、事前にご予定をお申し出下さい。事前のお申出の無い当該外出泊については利用者の心身の状態などを配慮して外出泊を留保願う場合がございますので、予めご了承下さい。

また、利用者の家族との連携を図る目的もあり、出来る限りの外出泊をお願いします。

・飲酒

施設での飲酒行為はこれを原則禁止致します。心身の疾病上、飲酒行為の不可能な方の利用も考えられることから、当該利用者を避けてのこれら行為は不可能と考える為です。行事などで、可能な範囲で飲酒行為を促す場合もございますが、これは当該状況を深く配慮して実施されるものであって、積極的に勧めるものではありません。

・喫煙

施設での喫煙行為は、指定の場所にて施設職員の管理の下で行えます。これに反した場合は、いかなる場合においても強制退所も止むを得ないと判断致します。

・火気の取扱い

施設での火気の取扱いは、特に必要と認められるものを除いて、これを厳禁します。これに反した場合は、いかなる場合においても強制退所も止むを得ないと判断致します。

・設備・備品の利用

施設設備及び備品の利用は、施設管理者の許可の下、職員あるいは管理をするに足ると判断された者の管理の下で利用することができます。尚、当該利用者の心身の状態により、個別に必要と判断されるものについては、個別に購入したものを利用いただきます。

・所持品・備品等の持ち込み

所持品及び備品等の持ち込みは、施設生活に必要と考えられるものの他、私生活において、必要と判断できるものについて管理者の判断のもとに持ち込みを許可します。予め許可をしたものについても、状況を鑑みそれを不許可備品として扱う場合もございますのでご了承下さい。また、備品の持ち込みについて掛かる費用については、全額実費での負担となります。特に必要ではない場合は、金銭及び貴重品の持ち込みはできません。

・金銭・貴重品の管理

金銭及び貴重品の管理は、原則としてこれは承りません。独居など扶養者の不在な利用者や特に必要と判断される者の場合は、事務所保管庫で管理致します。

・外出泊時等の施設外での受診

外出泊時等の施設外での受診には、施設の発行する受診紹介状が必要となります。紹介状のなき受診は、全額利用者負担となりますので予めご了承下さい。また、当該受診先で処方される薬等については、処方を当該受診先で発行していただき、薬については施設でお出しすることになります。くれぐれもご注意下さい。

・宗教活動

施設及びそれに附帯する施設内での宗教活動についてはこれを厳禁します。

・ペットの持ち込み

施設内へのペットの持ち込みについてはこれを厳禁します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー設備、消火器、粉末消火設備、自動火災報知設備、防排煙設備、非常放送設備 非常用非難すべり台等
- ・防災訓練 年2回の訓練実施（春・秋）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（TEL：0791-22-0755）

要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、管理者に直接お申し出いただく事もできます。

<重要事項説明書その2>

介護保健施設サービスについて

介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭での生活復帰を実現していただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

※ 医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

※リハビリテーション：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

訪問リハビリテーションについては、利用者の自宅にて行います。

※ 栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

※ 生活サービス：

施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

利用料金

利用料金は、厚生省の定める利用者自己負担費用の算出方法によって算出致します。これらの費用を1日単位に換算しますと下記のように見積もれます。これらはあくまでも1日当たりに換算したもので、月次の請求時に算出される金額が、これらに日数を乗じたものと異なる差額が発生する場合があります。

A I.基本料金（入所利用の場合）

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

	【従来型個室】	【多床室】
・要介護1	717円	793円
・要介護2	763円	843円
・要介護3	828円	908円
・要介護4	883円	961円
・要介護5	932円	1012円

その他、サービス提供強化加算1日22円が加算されます。

*ただし、入所後30日間に限って、上記料金の30円加算されます。

*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金の代えて362円となります。

*基本料金および算定させていただいた加算の合計に、介護職員処遇改善加算として、6.5%の加算をさせていただきます。

II. その他の料金

- ① 食費（一日あたり） 1,700 円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用料・1日当たり）
・従来型個室 1,668 円
・多床室 377 円
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- ※ 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
- ③ 特別な室料（1日当たり）
・個室 1,500 円（別途消費税加算）
- ④ 理美容代 実費（1,500 円程度～）
- ⑤ その他（利用者が選定する等別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

（予防）短期入所療養介護について

介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

（予防）短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

食事：

朝食 08時00分～08時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：

本人の申出により、理美容サービスを実施します。

*理美容サービスは、別途料金をいただきます。

B I.基本料金（（予防）短期入所療養介護利用の場合）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び要支援などの区分によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【従来型個室】	【多床室】	
・要支援1	579円	613円
・要支援2	726円	774円
・要介護1	753円	830円
・要介護2	801円	880円
・要介護3	864円	944円
・要介護4	918円	997円
・要介護5	971円	1052円

その他、サービス提供強化加算 1日 22円

*基本料金および算定させていただいた加算の合計に、介護職員処遇改善加算として、6.5%の加算をさせていただきます。

II.その他の料金

- ① 食費（1日当たり） 1,700円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 滞在費（療養室の利用料・1日当たり）

- ・従来型個室 1,668円
- ・多床室 377円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

※ 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください

- ③ 入所者が選定する特別な療養室料/一日 個室 1,500円(別途消費税加算)

- ④ 理美容代 実費(1,500円程度～)

- ⑤ その他（利用者が選定する等別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途資料をご覧ください。

（予防）通所リハビリテーションについて

介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

（予防）通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の協

議によって、(予防)通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

C I.基本料金 ((予防)通所リハビリ利用の場合)

- ① 施設利用料 (施設利用時間；午前10時～午後4時)
 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び要支援などの区分によって利用料が異なります。)
 (以下は自己負担分を1日換算した場合の金額です)

・介護予防	要支援1	2268円/月	要支援2	4228円/月	
・要介護1	715円		・要介護2	850円	
・要介護3	981円		・要介護4	1137円	・要介護5
					1290円
② 食費	(1食当たり)	790円			
③ 入浴	40円				

*サービス提供強化加算 22円/日(支援1:88円/月、支援2:176円/月)があります。
 *リハビリマネジメント加算 利用開始月～6カ月以内593円、以降273円があります。
 *基本料金および算定させていただいた加算の合計に、介護職員処遇改善加算として、7.3%の加算をさせていただきます。

(予防)訪問リハビリテーションについて

介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(予防)訪問リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、理学療法士等が利用者の自宅を訪問して、必要なリハビリテーションを行うことを目的としています。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって、(予防)訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

D I.基本料金 ((予防)訪問リハビリ利用の場合)

- ① サービス利用料 (施設利用時間；午前10時～午後4時)
 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び要支援などの区分によって利用料が異なります。)
 (以下は自己負担分を1日換算した場合の金額です)

・介護予防 要支援1・2	298円/回
・要介護1～5	308円/回
② サービス提供強化加算	6円/回

(3) 支払い方法

- ・ 毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払方法は、窓口現金払い、銀行振込等の方法があります。利用申込時にお選びください。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、他の医療機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。